

高知市立学校(特別教室・給食調理室)空調設備整備事業

公募型プロポーザル

募集要領

令和8年7月9日

高知市

目 次

第 1	募集要領の定義.....	1
第 2	本事業の目的	1
第 3	本公募の趣旨	1
第 4	本事業の概要	1
1	本プロポーザルの実施者.....	1
2	本プロポーザルの事務局.....	1
3	事業対象	2
4	業務概要	2
5	事業方式等	3
6	契約形態	3
7	事業期間等	3
8	その他、主要な事業要件.....	4
9	上限提案価格	4
第 5	応募者の備えるべき参加資格要件.....	4
1	応募者の構成等.....	4
2	代表企業の選定.....	5
3	応募者の参加資格要件.....	5
第 6	公告から契約までのスケジュール.....	8
第 7	関係資料	9
1	配布資料	9
2	貸与資料	9
第 8	募集要領等説明会について.....	10
1	実施概要	10
2	募集要領等説明会への申込み.....	10
第 9	現地見学会②（全施設）について.....	10
1	対象施設	10
2	実施概要	10
3	申込み方法等	11
第 10	質疑回答	11
1	受付期間	11
2	質疑事項提出先、提出方法.....	11
3	質疑回答日	12
4	回答方法	12
第 11	参加書類の提出について	12

1	提出書類	12
2	提出部数	13
3	受付期間	13
4	提出先	14
5	提出書類の取扱い	14
6	法令等の遵守	15
7	失格事項	15
8	辞退の方法	15
第 12	審査方法及び審査項目	15
1	選定委員会	15
2	参加資格審査	16
3	技術提案書・プレゼンテーション審査	16
4	優先交渉権者等の決定	16
第 13	提案書類及びプレゼンテーション審査	16
1	日時・場所	16
2	進行	16
3	留意事項	17
第 14	審査結果の通知	17
第 15	契約手続等	17
1	契約の締結	17
2	契約保証金	18
3	特定事業者の権利義務等に関する制限	18
4	市と特定事業者の責任分担	18
5	事業計画又は契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	18
第 16	その他	18
1	費用負担について	18
2	参加辞退について	19

第1 募集要領の定義

高知市立学校(特別教室・給食調理室)空調設備整備事業公募型プロポーザル募集要領(以下「本要領」という。)は、高知市(以下「本市」という。)が高知市立学校(特別教室・給食調理室)空調設備整備事業(以下「本事業」という。)に係る設計業務、施工業務及び統括管理業務を一括して発注するための優先交渉権者を、公募によるプロポーザル方式により選定する(以下「本公募」という。)にあたり、本公募への参加要件のほか、手続等について必要な事項を定めるものとする。

第2 本事業の目的

本事業は、高知市立学校における良好な学習環境づくりと職場環境の改善を進めるため、対象施設 59 施設の特別教室(配膳室含む)及び給食調理室に、空調設備を可能な限り早期に整備することを目的とする。

第3 本公募の趣旨

本事業の実施にあたっては、本公募参加者の持つノウハウの活用により、本事業を効率的かつ効果的に実施することで、ランニングコストを含む本市の財政負担を最小にしつつ安全性を確保した上で、可能な限り短期間に数多くの教室に空調設備を整備するための技術提案等を募集する。

本公募参加者のうち、本市にとって最も優れた提案を行った参加者を契約の優先交渉権者とし、技術提案内容のうち、本市が必要と認めた内容を別に定める「高知市立学校(特別教室・給食調理室)空調設備整備事業要求水準書(以下「要求水準書」という。))の一部として採用し、契約内容とする。

第4 本事業の概要

1 本プロポーザルの実施者

高知市長 桑名 龍吾(以下「市長」という。)

2 本プロポーザルの事務局

部署名：高知市教育委員会学校環境整備課

担当者：木下

住 所：〒780-8571 高知県高知市鷹匠町二丁目1-43

電 話：088-823-9480

電子メール：kc-200500@city.kochi.lg.jp

3 事業対象

(1) 整備対象施設

高知市立小学校 39 校
高知市立中学校 17 校
高知市立義務教育学校 1 校
高知市立高知特別支援学校 1 校
高知市立鏡学校給食センター 1 施設

(2) 空調整備対象予定室

特別教室 329 室（配膳室含む）、給食調理室 38 室

本事業の整備については、学校給食を止めることなく工事を行うことを前提条件とするため、給食調理室及び配膳室の内部施工については、長期休暇中の施工に限定する。ただし、給食再開に向けた準備作業を行うため、この準備期間については、施工可能日から除外する。

特別教室については、学校長との事前協議のうえ、授業運営に支障が生じないと判断される日時・範囲については、長期休暇中以外の施工も可とする。

また、同時期に他の工事等が実施される場合は、当該事業者及び学校関係者と調整を行った上で施工すること。

なお、今後の学級編制や教室配置の状況等により、整備教室数が増減する場合がある。契約締結後において、当該事由により業務内容に変更が生じた場合の取り扱いについては、別添の設計施工一括仮契約書（案）の規定によるものとする。

【参考】令和 8 年度小・中・義務教育学校、高知特別支援学校における長期休暇

夏休み：7 月 18 日から 8 月 31 日まで（給食再開準備期間：8 月 24 日から 28 日まで）

冬休み：12 月 26 日から 1 月 7 日まで

春休み：3 月 25 日から 4 月 9 日まで（給食再開準備期間：3 月 25 日、26 日、
4 月 5 日から 9 日まで）

4 業務概要

(1) 設計業務

- ア 設計のための事前調査業務
- イ 対象施設における設計業務（各対象施設の設計図書の作成等）
- ウ その他、付随する業務

(2) 施工業務

ア 施工のための事前調査業務

イ 施工業務（施工業務には、空調設備の導入に伴う一切の工事（エネルギー関連の設備設置、植栽その他既存施設等の移設・復旧等）を含む。）

ウ その他、付随する業務

(3) 統括管理業務

ア 設計業務及び施工業務の統括的な管理業務

イ 事業の進行管理、各業務の検収、検査に係る書類作成や立会い、定例会議等の運営、設計変更や工程調整に係る諸手続き等の業務

ウ その他、付随する業務

5 事業方式等

本事業の事業方式は、民間事業者が持つノウハウの活用による工期短縮、品質確保、コスト低減を図るため、設計施工一括発注方式（DB方式）を採用する。

6 契約形態

市は、本事業を実施する民間事業者(以下「特定事業者」という。)のうち、対象施設の設計業務を担当する者及び施工業務を担当する者並びに統括管理業務を担当する者が結成する共同企業体（以下「共同企業体」という。）と、本事業に係る設計施工一括契約（以下「特定事業契約」という。）を締結する。

7 事業期間等

(1) 契約上の工期

本事業の契約上の工期は本契約締結（仮契約後、議会における議案の議決をもって本契約となる。）後、令和11年2月28日までとする。

(2) 各業務履行期限

ア 設計業務

契約上の工期までとする。

イ 施工業務

当初設計の全部、又は一部について、本市が設計内容を承認した日以降、契約上の工期までとする。（一部については、部分使用可能日までとする。）

ウ 統括管理業務

契約上の工期までとする。

8 その他、主要な事業要件

(1) 空調設備の熱源の種別

空調設備の運転に必要なとなる熱源の種別については、電気（個別型 EHP 含む）、都市ガス、LP ガスのいずれかから設定する。

熱源価格、熱源供給における安定性及び環境への負荷等の観点から、適切な熱源を選択し、又はその組み合わせを選択し、提案すること。

(2) 光熱水費の負担

施工業務に伴う光熱水費や空調設備の試運転に必要なとなる光熱水費については、特定事業者が負担する。

9 上限提案価格

金 3,523,600 千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

第5 応募者の備えるべき参加資格要件

1 応募者の構成等

- (1) 参加者は共同企業体によるものとする。
- (2) 共同企業体の構成企業は、市が実施する資格審査の結果、資格を有すると認められた者でなければならない。
- (3) 共同企業体は、応募にあたり、代表企業、構成企業を明らかにし、いずれの業務を実施する企業かを明らかにすること。なお、代表企業については、設計業務及び施工業務を兼ねて実施することができる。
- (4) 施工企業は、甲型共同企業体を結成するものとする。
- (5) 代表企業は、甲型共同企業体の代表企業とし、甲型共同企業体を構成する代表企業以外の施工企業（以下「構成員」という。）は1者又は2者とする。
- (6) 甲型共同企業体における出資比率は、代表企業を最大とし、構成員が1者の場合は30%以上、2者の場合は各20%以上とすること。
- (7) 構成企業のうち、設計業務のみを担当する企業については、甲型共同企業体の構成員の数へは含まず、出資比率を設けないものとするが、施工企業で結成する甲型

共同企業体と設計業務のみを担当する企業で乙型共同企業体を結成するものとし、担当業務に係る内容、業務費を乙型共同企業体協定書に明示すること。

- (8) 共同企業体の変更は原則として認めない。ただし、代表企業を除く構成企業については、やむを得ない事情が生じた場合は、本市の承認を得て変更することができる。
- (9) 構成企業は、当該事業における他の共同企業体の構成企業になることはできない。ただし、市が特定事業者との特定事業契約を締結後、選定されなかった応募者の構成企業が、特定事業者の業務等を支援及び協力することは可能とする。

2 代表企業の選定

応募者は、プロポーザルへの応募手続や特定事業者となった場合の契約事務を含め、市との調整・協議等における役割を担うほか、本事業に係る共同企業体の全ての調整等の責任を負う代表企業を定めることとする。

3 応募者の参加資格要件

(1) 共通事項

参加者は、参加意向申出書の提出日（以下「基準日」という。）において、次に掲げる要件を全て満たすものとする。ただし、基準日から優先交渉権者の決定までの間において、資格要件に該当しないことが明らかになった場合は参加資格を取り消すものとする。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号に該当しない者

イ 公告日から優先交渉権者決定の日までの間において、高知市競争入札指名停止措置要綱（平成 6 年 7 月 1 日制定）（以下「本市指名停止要綱」という。）の規定による指名停止又は指名回避の措置を受けている期間が存在しない若しくは本市指名停止要綱の対象となる事案に該当しない者

ウ 破産法（令和 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項若しくは第 19 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく破産の申立て、民事再生法（令和 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（令和 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても、民事再生法の規定に基づく再生計画認可の決定又は会社更生法の規定に基づく更生計画認可の決定を受けた者で、再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けた日以降に、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 23 の規定に基づく経営事項審査を受け、本市の入札参加資格の再認定を受けた者については、当該再生手続開始又は更生手続開始の申立

てがなされなかったものとみなす。

- エ 代表者又は役員等が、高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（令和 23 年規則第 2 号）第 4 条各号のいずれにも該当しない者
- オ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反するとして、公正取引委員会から排除処分命令若しくは課徴金納付命令を受け、同委員会から告発又は逮捕されていない者若しくは逮捕を経ないで公訴を提起されていない者
- カ 役員又は使用人等が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は第 198 条に違反する容疑により、逮捕されていない者若しくは逮捕を経ないで公訴を提起されていない者
- キ 国税、県税又は市町村税を滞納していない者
- ク 本事業における公募を希望する者の間に資本関係若しくは人的関係がない者

(2) 共同企業体の代表企業となる者の参加資格要件

- ア 本市の令和 8・9 年度建設工事等一般競争（指名競争）入札参加資格名簿に登録がある者
- イ 市内に主たる営業所（本社）を有する者又は市外に主たる営業所（本社）を有する者で市内に契約締結権限を委任された営業所等を有する者（営業所等について、公告日の前日までに、本市に法人設立（開設）届を提出し受理されていること。）
- ウ 次に掲げる事項のいずれかの要件を満たすこと
 - （ア） 市内に主たる営業所（本社）を有する者については、公告日時点における管工事の格付等級が A 級の者
 - （イ） 市外に主たる営業所（本社）を有する者については、公告日時点で有効な経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書において、管工事の総合評定値（総合評点）が 730 点以上の者（経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（最新のものに限る。）の写しを参加申出書と併せて提出すること。）
- エ 建設業法の規定に基づく特定建設業の許可を受けている者
- オ 平成 23 年 4 月 1 日以降に管工事で発注された公共工事において、元請で建築物の空調設備工事を含む工事を完成し、引渡した実績を有する者。ただし、共同企業体による施工の場合は、代表者として施工実績があること。

(3) 前項以外の共同企業体の構成員の参加資格要件

次に掲げるア又はイの事項のいずれかに該当する者とする。

- ア 設計業務のみを担当する構成員は共通事項で定める要件を満たす者とする。
ただし、令和 8・9 年度測量・建設コンサルタント等業務一般競争（指名競争）

入札参加資格名簿に登録のない者については、本要領第 11 で定める参加資格確認書類一式（様式 6－1 から 6－3 まで）を提出すること。

イ 施工業務を担当する構成員は次に掲げる事項に該当する者とする。

（ア） 本市の令和 8・9 年度建設工事等一般競争（指名競争）入札参加資格名簿に登録されている者のうち、公告日時点における管工事又は電気工事の格付等級が A 級の者

（イ） 市内に主たる営業所（本社）を有する者

（4） 技術者の配置

以下に示す技術者をすべて配置すること。

当該技術者は、建設業法を遵守した配置とし、見積書提出日の 3 か月以上前から各構成員との雇用関係が継続している者とし、当該技術者の変更は原則として認めない。

ア 本事業の設計主任技術者として設備設計一級建築士又は建築設備士の資格保有者を配置すること。

イ 代表企業は、本事業の監理技術者として、建設業法における管工事に係わる監理技術者を本工事に専任で配置すること。ただし、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条第 3 項ただし書き又は同法第 26 条の 5 の要件を満たす場合は、当該監理技術者の専任を要しないものとする。

ウ 代表企業以外の構成員は、本事業の施工主任技術者として、建設業法第 26 条の規定による監理技術者、一級施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者を管工事及び電気工事について、本工事に専任で配置すること。

なお、各構成員は、自らが担当する工事に応じた技術者を配置するものとする。ただし、必要に応じて代表企業から配置することも認める。

第6 公告から契約までのスケジュール

(1)	公告、募集要領等の公表	令和8年7月9日（木）
(2)	貸与資料	
	受付期間	令和8年7月9日（木）から 令和8年8月12日（水）17時15分まで
(3)	募集要領等説明会及び現地見学会②（全校）	
	受付期間	令和8年7月9日（木）から 令和8年7月13日（月）17時15分まで
	募集要領等説明会	令和8年7月17日（金）10時から
	現地見学会②	令和8年7月24日（金）から 令和8年8月3日（月）まで
(4)	質疑・回答	
	質疑受付期間	令和8年7月9日（木）から 令和8年8月12日（水）17時15分まで
	質疑回答	令和8年8月26日（水）
(5)	参加書類の提出	
	受付期間	令和8年9月4日（金）から 令和8年9月18日（金）17時15分まで
(6)	入札参加資格名簿未登録者受付 (令和8・9年度高知市測量・建設コンサルタント等一般競争（指名競争）入札参加資格者名簿未登録者)	
	受付期間	令和8年9月4日（金）から <u>令和8年9月11日（金）17時15分まで</u>
(7)	書類審査結果通知日	令和8年9月30日（水）
(8)	技術提案書	
	受付期間	令和8年10月1日（木）から 令和8年10月8日（木）17時15分まで
(9)	技術提案書・プレゼンテーション審査	令和8年10月26日（月）
	優先交渉権者決定	
(10)	審査結果及び優先交渉権者等の公表	令和8年10月30日（金）
(11)	仮契約締結	令和8年11月12日（木）を予定
(12)	本契約締結	高知市議会における議決後

第7 関係資料

1 配布資料

- ・高知市立学校(特別教室・給食調理室)空調設備整備事業公募型プロポーザル募集要領
- ・高知市立学校(特別教室・給食調理室)空調設備整備事業公募型プロポーザル要求水準書
- ・高知市立学校(特別教室・給食調理室)空調設備整備事業公募型プロポーザル最優秀提案者決定基準
- ・高知市立学校(特別教室・給食調理室)空調設備整備事業公募型プロポーザル様式集

2 貸与資料

別添資料「高知市立学校(特別教室・給食調理室)空調設備整備事業 要求水準書」の第1－8記載の資料を希望する事業者は、本公告後から令和8年8月12日(水)17時15分までに本要領「第4－2 本プロポーザルの事務局」に記載するEメールアドレスに電子メールにて参考図書貸与申込書(様式7)を提出すること。電子メール送付後、着信確認の電話を行うこと。なお、電話での着信確認の受付時間は、開庁日の8時30分から17時15分までとする。

第8 募集要領等説明会について

1 実施概要

(1) 日時

令和8年7月17日(金) 10時から

(2) 場所

たかじょう庁舎6階大会議室

2 募集要領等説明会への申込み

(1) 募集要領等説明会参加申込書(様式2-1)により、電子メール(ファイル添付)にて申込みを行うこと。電子メール送付後、着信確認の電話を行うこと。なお、電話での着信確認の受付時間は、開庁日の8時30分から17時15分までとする。

(2) 申込みは代表企業が行うこと。

(3) 申込期間は令和8年7月9日(木)から令和8年7月13日(月)17時15分までとする。

(4) 資料は参加者が各自用意すること。

第9 現地見学会②(全施設)について

1 対象施設

本事業の整備対象施設 59 施設

2 実施概要

(1) 日程

令和8年7月24日(金)から令和8年8月6日(木)まで(予定)

高知市の休日を定める条例(令和元年条例第21号)に規定する休日(以下「閉庁日という。')を除く。

(2) 視察方法

ア 集合時間、場所等の詳細については申込者に別途通知する。

イ 校内は市職員の同行を必須とする。

ウ 本市の案内に基づき実施するため、自由に校内を視察できないことに留意すること。

エ 原則現地見学中の質問は受け付けない。

オ 学校敷地内への駐車については、参加グループ数に応じて、別途通知する。

(3) 視察対象

空調設備を設置する対象教室の一部、廊下、バルコニー、校舎外周り、分電盤、受変電設備等を見学対象とする。

(4) 留意事項

ア 学校敷地内は全面禁煙とする。

イ 資料、上履きなど、視察に必要なものは各自用意すること。

ウ カメラ等による撮影は可能とするが、児童生徒が特定されないようにすること。
また、撮影した画像等は本事業以外に使用しないこと。

3 申込み方法等

(1) 現地見学会②（全施設）申請書（様式2-2）により、電子メール（ファイル添付）にて申込みを行うこと。電子メール送付後、着信確認の電話を行うこと。なお、電話での着信確認の受付時間は、開庁日の8時30分から17時15分までとする。

(2) 申込みは代表企業が行うこと。

(3) 申込期間は令和8年7月9日（木）から令和8年7月13日（月）17時15分までとする。

(4) 1学校あたりの参加は3名以内とする。

第10 質疑回答

要求水準書、本要領等の内容に不明な点がある場合は、質疑回答書（様式3）を提出すること。

1 受付期間

令和8年7月9日（木）から令和8年8月12日（水）正午まで

2 質疑事項提出先、提出方法

「第4-2 本プロポーザルの事務局」に記載するEメールアドレスに電子メール

により提出すること。電子メール送付後、着信確認の電話を行うこと。なお、電話での着信確認の受付時間は、開庁日の8時30分から17時15分までとする。

3 質疑回答日

令和8年8月26日（水）

4 回答方法

質疑に対する回答は、ホームページ上に公表する。

第11 参加書類の提出について

1 提出書類

次の(1)及び(2)に掲げる書類を持参又は郵送（配達証明付き書留郵便）にて提出すること（持参の場合は閉庁日を除く。）。

(1) 参加書類

- ア 参加表明書（様式1-1）
- イ 参加資格確認項目（様式1-2）
- ウ 参加資格要件確認書（様式1-3、1-4）
- エ 施工実績調書（様式1-5）
- オ 特定事業共同企業体協定書等（様式1-6から1-9まで）
- カ 高知市立学校空調設備整備事業公募型プロポーザルへの参加資格確認書類一式
（令和8・9年度測量・建設コンサルタント等業務一般競争（指名競争）入札参加資格名簿未登録者用）（様式6-1から6-3まで）

(2) 技術提案

- ア 技術提案書（様式5）
技術提案書は様式集に定められたスペースに作成すること。また、様式ごとにインデックスをつけること。
 - (ア) 技術提案書は、1部ずつファイルに閉じること。（ファイルの表紙及び背表紙に正本又は副本の別を記載するとともに、副本については部ごとに整理番号をつけること。また、出力は両面コピーとし、会社名は記載しないこと（様式5、様式5-1-1を除く）。）
 - (イ) 使用する文字の大きさは10.5ポイント以上とする。
 - (ウ) カラー刷り、写真・絵・図・表等の挿入は可とする。

(エ) 提出後の記載内容の変更及び差し替えは不可とする。

(オ) 日本語で作成した上、ページ番号を付する。

イ 提案価格見積書（様式 5-1-1）

ウ 提案価格見積書の内訳書（様式 5-1-2）

エ 技術評価に係る提案書（様式 5-2-1 から 5-4-2 まで）

オ プレゼンテーション用資料

プレゼンテーション用資料は、技術提案書の内容を逸脱することなく、技術提案書を補足する最低限のものとする。

(ア) A 4 判で作成し、1 部ずつファイルに閉じること。（ファイルの表紙及び背表紙に正本又は副本の別を記載するとともに、副本については部ごとに整理番号をつけること。また、出力は両面コピーとし、会社名は記載しないこと。）
なお、A 3 判の資料は、折りたたんでファイルに閉じることができれば可とする。

(イ) 使用する文字の大きさは 10.5 ポイント以上とする。

(ウ) ページ数は 20 ページ以内とする。表紙及び目次は、枚数には含まない。別冊資料の添付は不可とする。

(エ) カラー刷り、写真・絵・図・表等の挿入は可とする。

(オ) 提出後の記載内容の変更及び差し替えは不可とする。

(カ) 日本語で作成した上、ページ番号を付する。

2 提出部数

参加書類及び技術提案共に正本 1 部及び副本 14 部（副本は複写可） 計 15 部
及び CD-R1 部

CD-R（容量が不足する場合は DVD-R とする。）に、提出書類の電子データを格納し提出すること。また、CD-R への格納の条件は、次のとおりとする（DVD-R の提出方法は以下同様とする。）。

(1) CD-R：Windows フォーマット

(2) 使用アプリケーション：様式の指定があるものは、原本ファイル形式のままとし、その他図面等は PDF 形式とする。

(3) ウィルスチェック：CD-R は、ウィルスチェックを行ってから提出すること。

3 受付期間

(1) 参加書類

令和 8 年 9 月 4 日（金）から令和 8 年 9 月 18 日（金）17 時 15 分まで

(2) 技術提案

令和8年10月1日（木）から令和8年10月8日（木）17時15分まで

※共に郵送（配達証明付き書留郵便）可。必着

4 提出先

「第4-2 本プロポーザルの事務局」のとおり

5 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は、本市がプロポーザル審査のために複製を作成することができるものとする。
- (2) 提出内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用することにより生ずる責任は、原則としてプロポーザル参加者が負うものとする。
- (3) 提案書の提出は、1共同企業体につき1案とする。
- (4) 提出された書類の著作権は、参加者に帰属する。また、提出された提案書類（電子媒体に保存されたデータを含む。以下同様）は、優先交渉権者の選定に係る公表以外に参加者に無断で使用しない。ただし、参加者の提案書類については、本業務内容の公表時や本市が必要と認めるときには、その全部又は一部を使用できるものとする。非選定となった提案については、本事業の審査に関する公表以外には使用しないものとし、提出書類は返却しないものとする。
- (5) 記載内容の変更
 - ア 参加書類及び技術提案書の提出後、原則として、それぞれの審査が終了するまでの間は、参加書類及び技術提案書に記載された内容の変更は認めない。
 - イ 参加書類において提案した統括管理責任者は、原則として本業務が終了するまでの間に変更を認めない。ただし、配置予定者が、病気治療、死亡及び退職等のやむを得ない理由により、業務遂行が困難になった場合は、本市が同等以上の能力を有すると認める者に限り変更を認める。
 - ウ 参加書類において、提案した統括管理責任者以外の設計業務及び施工業務における配置予定者の変更は、協議の上、本市が同等以上の実績・能力を有すると認めるものに限り変更を認める。

(6) 技術提案書の作成のために本市から受領した資料は、本市の了解なく公表及び使用してはならない。

(7) 技術提案の履行

受注者は、技術提案書の提案事項のうち、本市が採用を認めたものについては、責任を持って確実に履行すること（設計業務の完了時に、本市がその提案事項の履行について不要と認める場合は除く。）。受注者の責により、本市が採用を認めた技術提案に対し、履行状況が特に悪質と認められた場合には、契約違反があったものとして取り扱い、指名停止等の措置を行う。

6 法令等の遵守

提案に当たっては、事前に参加者の責任において関係法令等を確認すること。なお、契約後、業務実施時における法令適合のリスクは、受注者に属するものとする。

7 失格事項

基準日から優先交渉権者が決定するまでの間に次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ア 虚偽の内容が記載されているもの。
- イ 審査結果に影響を与える工作等、不正な行為が行われたもの。
- ウ 参加資格を満たさないことが判明したとき。
- エ 上限提案価格を超える提案をしたとき。
- オ 本市指名停止要綱の規定による指名停止又は指名回避の対象となる事案に該当したとき。
- カ その他、技術提案書等の提出に際して不正な行為があったとき又はこの募集要領に定める手続きによらなかったとき。

8 辞退の方法

参加書類を提出した後に辞退するときは、参加辞退届出書（様式4）を郵送又は持参により提出すること。

第12 審査方法及び審査項目

1 選定委員会

優先交渉権者の選定は、本事業に係るプロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」

という。)において実施する。

2 参加資格審査

事務局は、提出された参加書類を確認し、参加資格要件を有しているか審査する。本市は、事務局による審査の結果、資格適合者には技術提案書提出要請書を、それ以外の参加者には参加が認められない理由を付して参加資格審査結果通知書を令和8年9月30日(水)までにそれぞれ文書にて通知する。技術提案書提出要請書を受け取った者は期日までに技術提案書の提出を行う。

3 技術提案書・プレゼンテーション審査

参加資格審査を通過した参加者に対し、技術提案書・プレゼンテーション審査を実施する。選定委員会は、提出された技術提案書等、プレゼンテーションについて最優秀提案者決定基準に基づき評価を実施する。

技術提案書・プレゼンテーション審査により、業務遂行能力、業務の品質、価格等を総合的に評価し、評価点がもっとも高い提案を最優秀提案として、次に高い提案を優秀提案として選定する。

技術提案書・プレゼンテーション審査に進んだ参加者が1者であった場合には、当該参加者の提案書に未記入がなく、かつ上限提案価格を超えておらず、技術評価の点数が満点(150点)の60%以上であれば、当該提案を最優秀提案として選定する。

4 優先交渉権者等の決定

選定委員会は、技術提案書の選定結果に基づき、最優秀提案を提出した者を優先交渉権者、優秀提案を提出した者を次点候補者とする。本市は、選定委員会の選定を基に、優先交渉権者及び次点候補者を決定する。

第13 提案書類及びプレゼンテーション審査

1 日時・場所

令和8年10月26日(月)を予定

※時間、場所については参加資格審査を通過した参加者に個別に通知する。

2 進行

技術提案書、プレゼンテーション資料に基づく参加者からの説明(20分以内)を行った後、質疑応答を行う。プレゼンテーション全体の時間は、参加者につき30分程度とする。

3 留意事項

- (1) プレゼンテーション当日の参加人数は各 3 名以内とする。
- (2) 説明に当たっては、事前に提出した技術提案書及びプレゼンテーション資料により行うものとする。※会社名は記載しないこと。
- (3) 本市ではスクリーン・プロジェクターを用意する。パソコン等の設備については、事業参加者にて用意すること。
- (4) 参加時に提出した技術提案書及びプレゼンテーション資料の内容に係る修正は認めない。

第 14 審査結果の通知

審査結果は、後日、概要を公表する。なお、選考の理由、結果に関する問合せ、異議申し立ては一切受け付けないものとする。決定された優先交渉権者及び次点候補者に対しては、その旨を文書（優先交渉権者には優先交渉権者決定通知書、次点候補者には次点候補者決定通知書）で通知する。優先交渉権者等に決定されなかった者に対しては、審査結果の概要を付し、その旨を文書（優先交渉権者及び次点候補者に決定されなかった旨の通知書）で通知する。

なお、優先交渉権者決定から契約締結日までの間において、次に該当したときは、優先交渉権者の決定を取り消し、契約を締結しないことがある。

- 1 参加資格要件を満たさなくなったとき。
- 2 本市指名停止要綱の規定による指名停止又は指名回避の対象となる事案に該当したとき。

第 15 契約手続等

1 契約の締結

選定委員会による審査の結果、最優秀提案の通知を受けた候補者は、本市と速やかに事業に関する協議・調整を行った上で実施内容を決定し、事業費見積書を本市に提出する。

当該見積書の額については、提案書類において提出した提案価格以下とすること。以上の協議及び事業費見積書の提出後、本市と候補者は、設計施工一括仮契約を締結し、高知市議会の議決をもって、本契約として成立する。

候補者は、あらかじめ出資比率、組織、役割等を記載した代表企業、構成企業による共同企業体結成の協定書及び共同企業体の代表企業への委任状を本公募における提案書

提出時に提出すること。共同企業体の存続期間は、契約期間とする。

なお、本事業の契約のうち、施工業務に係る部分については、高知市公共調達条例（令和 24 年条例第 4 号）に規定する特定契約制度の適用となる。

2 契約保証金

特定事業者は、設計施工一括契約の定めに基づき契約の保証を付するものとする。

3 特定事業者の権利義務等に関する制限

特定事業者は、事前に本市の書面による承諾を得た場合を除き、設計施工一括契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならない。

4 市と特定事業者の責任分担

(1) 基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、想定されるリスクをできる限り明確化した上で、適切なリスク分担を実現することにより、低廉で質の高いサービスの提供を目指そうとするものである。

(2) 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び本市と特定事業者の責任分担は、原則として別添の設計施工一括仮契約書（案）に定めるとおりとし、応募者は負担すべきリスクを想定した上で提案を行うものとする。なお、これらの資料に示されていないリスク分担等については、本市と特定事業者双方の協議により定めるものとする。

5 事業計画又は契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

(1) 係争事由に係る基本的な考え方

事業計画又は設計施工一括契約等の解釈について疑義が生じた場合、本市と特定事業者は、誠意をもって協議するものとする。

(2) 管轄裁判所の指定

設計施工一括契約に関する紛争については、高知地方裁判所を第一審の裁判所とする。

第 16 その他

1 費用負担について

提出書類等の作成及び提案書類・プレゼンテーション審査に際して必要となる費用は、

技術提案書等の提出者の負担とする。

2 参加辞退について

プロポーザル参加を辞退した場合、審査結果通知前までに辞退した場合であっても、これを理由として今後不利益な取扱いをすることはない。